

お客様各位

商品券(高島屋開発株式会社・大見高島屋発行の商品券)

払戻しのお知らせ

ご利用終了日経過後の未使用商品券(高島屋開発株式会社・大見高島屋発行の商品券)に関しましては資金決済に関する法律 20 条第 1 項に基づき、払戻しの手続きを開始いたします。払戻し期間内にお申し出の無い場合は、払い戻しの手続きから除斥されますので、お早めにお申し出ください。



- ①払戻実施者 高島屋開発株式会社
- ②対象となる商品券 高島屋開発株式会社発行 3000 円券 500 円券
大見高島屋発行 100 円券
- ③払戻期間 平成 30 年 3 月 1 日(木)から平成 30 年 5 月 31 日(木)
- ④受付時間 11:00~17:00 まで
- ⑤払戻場所 タカプラ 4 階 本部事務所
- ⑥払戻方法 <商品券をご持参できるお客様>
未使用商品券をタカプラ 4 階本部事務所まで
直接お持ちください。現金にて払戻し致します。
<商品券をご持参できないお客様>
氏名 送り先など連絡先を高島屋開発株式会社宛てにお知らせください。
返信用書留封筒と商品券払戻申請書を郵送致します。
申請は郵送した返信用封筒に商品券払戻申請書と高島屋開発株式会社
大見高島屋発行の商品券を封入し、弊社まで郵送してください。
郵送は平成 30 年 5 月 31 日(木)の消印のものまで有効と致します。
返信用書留で郵送された商品券払戻申請書と高島屋開発株式会社
大見高島屋発行の商品券を確認して、換金した現金を現金書留にて郵送致します。

【 お問い合わせ先 】

〒892-8555

鹿児島県鹿児島市千日町 1 番 12 号

高島屋開発株式会社 商品券担当

TEL 099-226-2161

受付時間 11:00~17:00